

在留資格と期間

外国籍を持つ人(外国人)が日本に入国するとき、1人ひとりについて在留資格と在留期間が決められ、その資格と期間はパスポートに表示されます。

在留資格以外の活動をするときや、在留期間をこえて滞在するときは、手続きが必要です。もし、これらに反したときは、処罰もしくは強制退去させられることがあります。

○在留資格

日本に入国するとき、入国目的や在留目的に応じて、入国審査官から与えられる資格です。外国人はこの資格の範囲内で活動することができます。

○在留期間

それぞれの在留資格ごとに、在留できる期間が定められています。
外国人はその在留期間内に限って、日本に滞在することができます。
在留期間をこえて、日本に滞在することはできません。

問い合わせ先

大阪入国管理局神戸支局

(神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎)

Tel 078-391-6377